労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

第1条　目的	この法律は、我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
第1条の2　定義	この法律において「労働時間等」とは、 労働時間、休日及び年次有給休暇（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものをいう。）その他の休暇をいう。 この法律において「労働時間等の設定」とは、 労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいう。
第2条　事業主等の責務	① 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 ② 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。 ③ 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。 ④ 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けない等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。
第6条　労働時間等の設定の改善の実施体制の整備	事業主は、事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する労働者を代表する者を構成員とし、労働時間等の設定の改善を図るための措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする全部の事業場を通じて一の又は事業場ごとの委員会を設置する等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。
第7条　労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等	前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであって次の①から③に掲げる要件に適合するもの（「労働時間等設定改善委員会」という。）が設置されている場合において、労働時間等設定改善委員会でその委員の5分の4以上の多数による議決により、労働基準法の規定による一定の労使協定について、これに代わる決議を行うことができる。 ①　当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名されていること。 ② 当該委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。 ③ 労働時間等設定改善委員会の委員の任期及び当該委員会の招集、定足数、議事その他当該委員会の運営について、必要な事項に関する規程が定められていること。 【労使協定に代わる代替決議を行うことができる事項】 1箇月単位の変形労働時間制／フレックスタイム制／1年単位の変形労働時間制／1週間単位の非定型的変形労働時間制 一斉休憩の付与除外／時間外及び休日労働／割増賃金に代替する有給休暇／事業場外労働に関するみなし労働時間制 専門業務型裁量労働に関するみなし労働時間制／時間単位の年次有給休暇の付与／年次有給休暇の計画的付与 ※議事録の作成及び保存については、事業主は、労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあっては、当該決議に係る書面の完結の日）から起算して3年間保存しなければならない。

SAMPLE

過労死等防止対策推進法

第1条　目的	この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
第2条　定義	この法律において「過労死等」とは、 業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。
第3条　基本理念	過労死等の防止のための対策は、 ① 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない。 ② 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならない。
第4条　国の責務等	① 国は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する。 ② 地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するように努めなければならない。 ③ 事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとする。 ④ 国民は、過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。
第5条　過労死等防止啓発月間	① 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間を設ける。 ② 過労死等防止啓発月間は、11月とする。 ③ 国及び地方公共団体は、過労死等防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。
第6条　年次報告	政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならない。

SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE SAMPLE